

## 利益相反防止規程

### (目的)

第1条 この規程は、株式会社リリムジカ（以下「当社」という。）の役員および業務従事者が助成金事業を行う場合における利益相反行為を防止するために必要な事項を定め、社会課題解決を目的とする当社の職務を公正かつ効率的に推進することを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 この規程は、すべての役員および業務従事者に適用する。

### (定義)

第3条 この規程において、次に掲げる用語は、次の各号の定義によるものとする。

- (1) 利益相反(状態) 当社の役員および業務従事者が当社の事業目的に即した職務に従事する場合のうち、自己又は第三者に利益(金銭・地位・利権など利益の種類を問わない)をもたらす可能性がある状態をいう。
- (2) 利益相反行為 利益相反状態において、当社の役員および業務従事者が自己又は第三者の利益を図り、当社の業務の公益性を損なう恐れのある行為をいう。原則として、行為の外形のみから判断するものとする。また、その行為の種類を問わない。
- (3) 利益相反情報 当社の役員および業務従事者等につき、利益相反状態が存していることに関する情報のことで、個人情報を含むものとする。

### (禁止事項)

- 第4条 役員および業務従事者は、業務を行うに当たり、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を禁ずる。
- 2 役員および業務従事者は、業務を行うに当たり、助成金拠出元及び協力団体の関係者に対し、特別の利益を与える行為を禁ずる。
  - 3 利益相反の防止を目的として、助成金拠出元及び協力団体の関係者、及びこれらの団体の意思決定へ関与する権限を有する者の当社への関与を禁ずる。
  - 4 役員および業務従事者は、その他の利益相反行為を禁ずる。

### (コンプライアンス管理責任者)

第5条 コンプライアンスに関する管理及び運営等については、コンプライアンス規程にて別に定める。

### (審議事項等)

第6条 次の事項は、コンプライアンス管理責任者の意見を受けた上で決定するものとする。

- (1) 当社、助成金拠出元及び協力団体における利益相反に係る事案の適否
  - (2) 利益相反に関する規程類の改廃
  - (3) 契約規程に定める随意契約に関する事項
  - (4) その他必要な事項
- 2 利益相反防止を所掌する担当者は、次の事項をコンプライアンス管理責任者に報告する。
- (1) 契約規程に定める随意契約に関する事項
  - (2) その他必要な事項

### (調査等)

第7条 コンプライアンス管理責任者は、必要と認めるときは、当該利益相反に係る役員及び業務従事者に対し、事情聴取、資料提出要求その他必要な調査をすることかできる。

- 2 コンプライアンス管理責任者は、必要と認めるときは、関係者又は外部専門家の出席を求めその意

見を聴くことかできる。

(審査結果)

第 8 条 コンプライアンス管理責任者が第 7 条第 1 項に掲げる事項を審議した結果、当該事案が改善を要すると判断した場合は、当該利益相反に係る役員及び業務従事者に対し、改善勧告を行う。

2 前項の勧告を受けた役員及び業務従事者は、コンプライアンス管理責任者に対し、勧告を受けて行った事項を速やかに報告しなければならない。

(改廃)

第 9 条 この規程の改廃は、株主総会の決議を得て行う。

附則 本規定は 2020 年 12 月 1 日より施行する。